



料金算定にかかる特例のあり方

—水道料金体系・制度に関する会議—



堺市上下水道局
マスコットキャラクター
『すいちゃん』

平成30年8月2日
堺市上下水道局



I 福祉等施設料金



第1回懇話会の質問事項

質問1

利用契約制度と措置制度の整理

質問2

過去の懇話会における議論と本市の福祉部局との協議状況の整理



第1回懇話会のふりかえり（制度の概要）

◆ 制度概要

第1種社会福祉事業に位置付けられる入所型の福祉施設の一部に対して、入居者数に応じて、従量料金を割引きする制度

【堺市水道事業給水条例第27条第2項】

◆ 制度創設の目的

昭和50年11月1日の料金改定において、それまでの用途別従量料金に逦増制を導入したことで、業務用途の料金が急激に値上げされた

⇒社会福祉事業法に規定する第1種社会福祉事業に対して、その非営利性、公益性に鑑みて、逦増制に対する負担軽減制度を設定



第1回懇話会のふりかえり（制度の対象）

◆ 制度の対象となる施設

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、児童養護施設、婦人保護施設

◆ 適用施設の内訳（H30.3.31現在）

制度適用施設	件数
特別養護老人ホーム ★	43
軽費老人ホーム ★	6
養護老人ホーム ★	2
児童養護施設	5
婦人保護施設	1
合計	57

制度適用施設の9割が
老人福祉施設（★）

※同一敷地内に施設が併設されている場合は、1件として計上。



第1回懇話会のふりかえり（制度の課題）

- ◆ 公平性の観点
制度適用と料金負担の公平性において課題
- ◆ 公営企業の経営原則の観点
福祉等施設への料金負担の軽減は、経済性発揮の観点で必ずしも合理的でない
- ◆ 制度創設目的の観点
用途別料金制は廃止し、逦増制についても導入から相当年経過している

このような状況から、将来的に福祉等料金制度を継続実施することは困難な状況にある



第1回懇話会のふりかえり（料金の算定）

◆ 福祉等施設料金の算定例

- 「入居者数×6m³」を施設水量とし、1m³あたり**125円**で従量料金を算出。施設水量を超過する水量は、一般使用者と同様に計算
- 居住者50名の施設で1月800m³使用した場合
(メーター口径φ40mm)

(単位：円)

	一般※1	福祉等施設
基本料金※2	5,000	5,000
従量料金計	244,200	184,200
従量料金（施設水量分）	-	37,500
従量料金（施設水量超過分）	244,200	146,700
消費税	19,936	15,136
料金計	269,136	204,336

従量料金が
軽減される！

約6.5万円の差

※1 堺市水道事業給水条例第25条に定められる料金表に基づく料金計算

※2 メーター口径φ40mmの基本料金



利用契約制度と措置制度の整理①

質問1回答

◆ 措置制度と利用契約制度

- ①措置制度 養護老人ホーム・児童養護施設・婦人保護施設
- ・市町村は、社会福祉施設に**入所措置を依頼**
 - ・措置の実施者である市町村が、**委託費として対象者の生活費及び施設の事務費**を支払う
 - ・本人・扶養義務者は、負担能力に応じ費用を負担
- ②利用契約制度 特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム
- ・利用者は**指定施設と契約し、サービスを利用**
 - ・利用者は利用者負担額を支払い、**市町村は介護給付費等を支給（施設が受領）**

【厚生労働省『社会福祉施設の利用契約制度と措置制度別概要』より】



利用契約制度と措置制度の整理②

質問1回答

◆ 措置制度と利用契約制度の変遷

	～平成11年	平成12年～	平成17年～
老人福祉施設	措置制度	利用契約制度 (介護保険法施行)	利用契約制度 (介護保険法改正) ^{※1}
		措置制度 ^{※2}	
児童養護施設	措置制度		
婦人保護施設			

※1介護保険法改正により、元来施設給付の対象とされていた居住費や食費が、利用者の負担に改められた

※2養護老人ホームや、一部の特別養護老人ホーム利用者などが措置の対象



【参考データ】入所者負担整理表

質問1回答

施設区分	入所者負担の内容等	根拠法令等
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 入所者負担額 日常生活費 	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて
特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス利用料のうち利用者負担額 居住、滞在及び宿泊に係る利用料（光熱水費に相当する額） 食事の提供に係る利用料（食材料費及び調理に係る費用に相当する額） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針
軽費老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供に要する費用 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費）及び居住に要する費用(居室に係る光熱水費を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法 軽費老人ホーム利用料等取扱基準
児童養護施設	<p>児童養護施設等運営助成事業により、児童福祉施設の運営に必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費及び入所児童等に直接必要な生活費等を支弁。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法 次世代育成支援対策施設整備交付金要綱
婦人保護施設	<p>大阪府が婦人保護施設の事業運営に必要な費用を、指定管理費として負担している。</p>	



利用契約制度と措置制度の整理③

質問1回答

◆ 福祉等施設料金制度の見直しと福祉等施設の入所者が負担する水道料金との関係性

① 老人福祉施設

国の定める基準費用額等に基づき負担

② 児童養護施設

市から支出される**助成金(措置費)**に含まれている

③ 婦人保護施設

府から支出される**指定管理費**に含まれている

福祉等施設料金制度の見直しが直接的に入居者負担に影響を及ぼすことはないと思込まれる



過去の懇話会における議論の整理①

質問2回答

- ◆ 平成5年の懇話会の趣旨
琵琶湖開発事業(府営水道)に伴う受水費値上げに対する**水道料金の値上げに関して議論**
- ◆ 福祉等施設等料金に関する主な議論
水道局としては、**政策的な配慮から福祉等施設料金を設けている**
(踏み込んだ議論はなされていない)



過去の懇話会における議論の整理①

質問2回答

◆ 平成5年懇話会での提言

社会福祉施設用の料金については、引き続き配慮を行うことも止むを得ないと思われるが、その減免額が相当程度になる場合は、**一般会計からの繰り入れについても検討する必要**がある (制度としては継続する方向性)



過去の懇話会における議論の整理②

質問2回答

◆ 平成13年の懇話会の趣旨

府営水道の施設整備や大阪府一般会計の「生活用水優遇補助金」の停止に伴う、受水費の値上げに対する**水道料金の値上げに関して議論**



過去の懇話会における議論の整理②

◆ 福祉等施設料金に関する主な議論

① 制度の実施主体

- **市の福祉施策の一つとして対処すべき**
(制度として廃止する方向性)

② 福祉サービスの多様化

- 平成12年度に施行された介護保険法により**措置**
制度から利用契約制度に変更

⇒ 福祉サービスの多様化が進展

- **老人福祉施設から制度対象の拡大要望**

⇒ 制度対象の拡大による費用の増大は、その他利用者の水道料金の負担増に繋がるため、料金負担の観点で問題



過去の懇話会における議論の整理②

質問2回答

◆ 平成13年懇話会での提言

- 一部の福祉施設に対する減免措置についてこれを継続することは、今後、高齢化が進展し、その需要がますます増大することが予測されるなか、**他の多くの利用者への負担増に繋がる**こととなる
- このことから水道局としては（中略）受益者負担及び独立採算制の原則に立ち返ることとし、一部の**福祉施設に関する水道料金上での特例措置については、堺市の一般行政で対処する等見直すべき時宜にある**



市の福祉部局からの要望内容

(平成13年)

質問2回答

「施設の安定的な運営を支援するため」福祉等
施設料金制度の継続が要望された
(特例制度の継続を要望)



上下水道局の対応

質問2回答

◆ 平成13年当時の状況

- 府営水道における施設の拡張整備に伴う水道料金値上げに関する議論が続いていた（平成5年、平成13年共に水道料金の値上げについて懇話会で議論）

◆ 対 応

- 料金の値上げに加え、更に福祉等施設料金制度を廃止することは困難であったこと。また、福祉部局からも要望があったことから、制度を継続することとした



福祉等施設料金制度見直しの方向性

◆ 平成13年以降の状況

背景①：水道料金の改定状況

- 平成21年度と平成22年度の2度にわたり水道料金を引下げ改定
- **大阪広域水道企業団による受水費の引下げ(平成30年4月1日)を、利用者へ還元する方向で検討を進めている**

背景②：社会背景の変化

- 介護保険法施行や改正による、福祉施設の利用形態や入所者負担の変化
 - 福祉サービスの多様化による、入居型施設の増加
- ⇒ **制度を取り巻く社会背景は大きく変化**



福祉等施設料金制度見直しの方向性

- 平成21年度以降、水道料金の引下げ改定を続けてきたことに加え、**昭和50年当時の逦増制導入に対する負担軽減制度**として、導入された本制度についても、創設から相当期間（約40年間）が経過した
- 公営企業の経営原則の観点、料金負担の公平性の観点、及び制度適用の公平性の観点で課題がある

⇒これまでの水道料金の改定経過、福祉サービスの多様化や施設の利用形態の変化を踏まえ、福祉等施設料金制度の廃止に向けた検討を進める



Ⅱ みなし料金



第1回懇話会の質問事項

質問1

使用者の入れ替わりの際、その場所のみなし料金をやめることができなかった理由

質問2

大口径で家事用が適用される場合の使用形態の整理



第1回懇話会の心りかえり（制度の概要①）

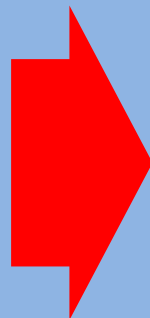
口径25mm以上のメーターを設置している使用者で、
使用用途が家庭用又は家庭用に準ずる場合、
当該メーター口径を20mm以下とみなし、料金算定を
行うもの（平成14年料金改定時の激変緩和措置）

基本料金に加え、従量料金の $1\text{m}^3\sim 10\text{m}^3$ の区分の料金を割引（使用用途による料金格差）

みなし料金適用なし

メーター口径に応じた基本料金

従量料金 $1\text{m}^3\sim 10\text{m}^3$
125円/ m^3



みなし料金適用

基本料金 650円/月

従量料金 $1\text{m}^3\sim 10\text{m}^3$
40円/ m^3





第1回懇話会のふりかえり（制度の概要②）

基本料金

口径	単価
20mm以下	650円
25mm	1,000円
30mm	3,100円
40mm	5,000円
50mm	10,000円
75mm	20,000円
100mm	31,000円
150mm	50,000円
200mm	110,000円

従量料金

使用区分	単価
1~10m ³	□径20mm以下 40円 □径25mm以上 125円
11~20m ³	125円
21~30m ³	185円
31~50m ³	230円
51~100m ³	275円
101~500m ³	310円
501~1,000m ³	325円
1,001m ³ ~	335円

料金表上では、赤線囲い部分がみなし料金適用の単価



第1回懇話会のふりかえり（制度の課題）

課題1

みなし料金は、速やかな廃止が必要なものの、廃止により実質的な料金値上げとなる使用者への影響を考慮し、段階的に廃止していく必要がある

課題2

みなし料金を段階的に廃止するためには、メーター口径25mmの使用者への配慮が必要





使用者の入れ替わりの際、その場所の みなし料金をやめられなかった理由

質問1回答

- 平成14年以降継続している措置であり、使用者が入れ替わっても、次の使用者が家事用の使用用途（又は家事用に準ずる用途）であれば、みなし料金の対象となったため



大口徑で家事用が適用される場合 の使用形態の整理

質問2回答

- 共同住宅のごみ置き場等に設置された共用の水道
- 相当数の人が共同生活を営む住宅
- 生活拠点ではないものの、会合、イベント等で手洗い、料理等に水道を使用する建物



みなし料金見直しの方向性 ①

◆ 「みなし料金」の廃止

平成14年の料金改定時の激変緩和措置でありながら、10年以上の歳月が経過していることから、「みなし料金」を廃止する



みなし料金見直しの方向性 ②

◆ 実質的値上げ

みなし料金を廃止すると、メーター口径25mm以上の家事用用途の使用者は実質的な値上げとなる

⇒ 急激な負担増となるため、負担軽減策が必要

【実質的値上げの内容】

- 基本料金 → 1か月650円をメーター口径に応じた金額へ

メーター口径25mm	→	1,000円 (350円増)
メーター口径30mm	→	3,100円 (2,450円増)
メーター口径40mm	→	5,000円 (4,350円増)
メーター口径50mm	→	10,000円 (9,350円増)
メーター口径100mm以上	→	同様に負担増
- 従量料金 → 1m³~10m³の単価 40円→125円



みなし料金見直しの方向性 ③

- ◆ 実質的値上げへの配慮
実質的な値上げとなる使用者に対し、次のような配慮を検討する



経過措置及びメーター口径の減径工事等の負担軽減措置を設定し、制度廃止に伴う急激な負担を回避

料金体系におけるメーター口径25mmの使用者の位置付け（本市の現状及び他都市の状況について考慮必要）



Ⅲ 基本料金の日割り



第1回懇話会の質問事項

質問1

水道の使用開始又は使用休止に必要な
となる経費の整理

質問2

他の公共料金（電気・ガス）の体系



第1回懇話会の心りかえり（制度の概要）

月の途中で水道の使用を開始又は休止した場合に、基本料金を使用日数に応じて日割りする制度

平成20年度の堺市上下水道事業懇話会の提言に基づき、料金算定における公平性及びサービスの向上を目的として、平成21年から制度を開始

課題

日割計算により必要経費を回収できていないため、お客さまサービスと徴収コストのバランスの取れた基本料金の日割りの検討が必要





水道の使用開始又は使用休止に必要な経費

質問1回答

- ① メーター検針 394円
 - ② 納入通知書郵送料 52円
 - ③ コンビニエンスストア収納手数料 54円
- ①+②+③=500円



それ以外にも、納入通知書の用紙代、システム維持管理費等も必要なため、最低でも500円は必要



他の公共料金（電気・ガス）の体系①

質問2回答

- 電気・ガス料金についても、月の途中で使用を開始又は休止した場合、料金を日割計算しているが、健全な経営を維持するため不採算な請求とならないようにしている
- 電力・都市ガスの自由化による電気とガスのセットでの料金プランなど、料金体系が非常に複雑であり、計算式を示すことも難しく、水道料金と単純に比較できない



他の公共料金（電気・ガス）の体系②

質問2回答

ガス料金メニューの一つである一般料金について

基本料金	金額
0m ³ から20m ³ まで	745.20円
20m ³ をこえ50m ³ まで	1,337.40円
50m ³ をこえ100m ³ まで	1,595.90円
100m ³ をこえ200m ³ まで	2,021.90円
200m ³ をこえ350m ³ まで	3,423.90円
350m ³ をこえ500m ³ まで	3,738.90円
500m ³ をこえ1,000m ³ まで	6,818.90円

基本料金は逦増制



適用単位料金	金額
0m ³ から20m ³ まで	162.62円
20m ³ をこえ50m ³ まで	133.01円
50m ³ をこえ100m ³ まで	127.84円
100m ³ をこえ200m ³ まで	123.58円
200m ³ をこえ350m ³ まで	116.57円
350m ³ をこえ500m ³ まで	115.67円
500m ³ をこえ1,000m ³ まで	109.51円

単位料金は逦減制





基本料金の日割りの見直しの方向性

- 必要経費を回収できていない問題点はあるものの、使用日数にかかわらず、1か月の基本料金満額を徴収するのは、お客さまの理解を得られにくい
- 基本料金の性質から、メーター検針等の必要最低限の徴収コストは、使用者に負担を求めるべき

徴収コストの確保のため、基本料金の日割りを見直す
例えば・・・

$$\text{徴収コスト} + (\text{1か月の基本料金} - \text{徴収コスト}) \div 31 \text{日} \times \text{使用日数}$$



料金算定にかかる特例のあり方の

説明は以上となります。

ご清聴ありがとうございました。

